

# 入場券で投票所の確認を

まもなく参議院議員通常選挙が行われます。国の方向性を決める大切な選挙です。安心できる将来のために、必ず投票に行きましょう。

## 59力所に投票所を設置

投票は市内59力所の投票所で実施。投票区によっては、投票所が前回と変わります。各世帯に郵送する投票所入場券（はがき）に投票所の場所を記載しているので確認してください。

## 投票ができる人

本市の選挙人名簿に登録された人が投票できます。字が書けない人は、代理投票が、視覚に障害のある人は、点字投票ができます。投票所で本人が申し出てください。また、重度の身体障害があるなど、定められた要件に当てはまる人は、郵便投票という制度もあります。

## 投票所には入場券を持参

投票所には入場券を持参して

ください。入場券が届かなかったり、紛失したりしたときでも選挙人名簿に登録されている人は投票ができます。運転免許証や健康保険証など、本人確認ができる物を、投票所に持参してください。

候補者の氏名や政党の名称、政見などを記載した選挙公報は、各世帯に届きます。本庁舎や各総合支所、各市民センターの窓口などにも置きます。

## 期日前投票もあります

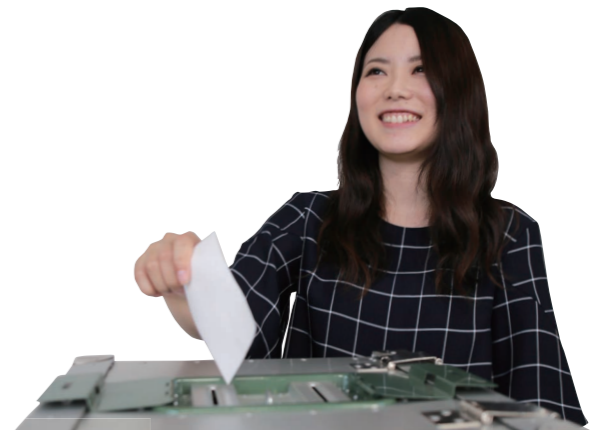
投票日当日、仕事や冠婚葬祭などの予定がある人、旅行や買い物などの用事で投票区外へ出掛ける人は、期日前投票ができます。期日前投票の会場は、本庁舎2階くろみホール、田主丸・北野・城島・三瀬総合支所。さらに、ゆめタウン久留米や久留米

大学御井キャンパスにも、期日前投票所を設置します。

## 開票は当日に

開票は、投票日当日に行います。市ホームページに投・開票の状況を掲載します。

◎選挙管理委員会事務局 ☎0942・30・9238、FAX 0942・30・9752



## 2人分を1枚のはがきで郵送

投票所入場券が変わります

これまで1人1枚のはがきで郵送していた投票所入場券。今回の選挙から2人分を1枚にまとめた圧着はがきで郵送します。3人以上の世帯の場合は、複数の圧着はがきが届きます。

投票所に行くときは、届いたはがきの圧着部を剥がし、自分の分を切り離して持参してください。

詳細は市ホームページ「選挙」へ



## 目指せゆるキャラランプリトップ10

# ゆるキャラ応援隊を募集

## 今年が最後の挑戦

久留米市イメージキャラクター「ゆるっば」が、今年もゆるキャラランプリに名乗りを上げました。

昨年は、過去最高の18位に。今年が最後の挑戦です。今度こそはトップ10入りを目指します。市は、一緒にゆるっばを応援してくれる「ゆるっば応援隊」を募集します。

## 久留米ファンを増やしたい

「ゆるっば応援隊」の活動内容は次の三つです。

- ゆるキャラランプリで「ゆるっば」に1日1回投票
- 家族や友人・知人に投票してもらおうと呼び掛け
- 投票の仕方が分からない人へのアドバイス

活動期間は応援隊に認定された日から11月3日祝まで。投票できる期間は、8月1日（休）から10月25日（金）まで、結果発表は11月3日（祝）です。

応援隊になった人には、隊員証と缶バッジをプレゼントします。

久留米ファンの拡大、久留米の知名度を上げるため、応援をよろしくお願いいたします。

◎シティプロモーション課 ☎0942・30・9228、FAX 0942・30・9703



応援よろしくっば



缶バッジのデザイン

## ゆるっば応援隊になるには・・・

- 【応募期間】7月1日（月）～9月30日（月）
- 【応募方法】郵送、ファクス、特設サイト内の専用メールフォーム
- 個人で応募する場合
  - ①住所 ②氏名 ③生年月日を記入
- 企業・団体で応募する場合
  - ①所在地 ②企業・団体名 ③代表者の氏名と生年月日 ④担当者氏名 ⑤電話番号を記入

## 介護保険 負担限度額認定証 更新の時期です

# 負担軽減の制度があります

## 食費などの負担額を軽減

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所したり、ショートステイを利用したりする時の、食費や居住費、滞在費が軽減される場合があります。次の三つの要件をすべて満たす人が対象です。

- 市民税非課税世帯
- 配偶者も市民税非課税（世帯分離をしている場合）
- 預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下

## 有効期限は7月末日

現在使っている認定証は、7月31日（祝）まで有効です。認定を受けている人には、6月下旬に更新案内を送付しています。8月30日（金）までに申請の手続きをしてください。

申請は介護保険課と、各総合支所市民福祉課で受け付けます。本人が申請できない場合は、家族や施設職員などが申請できます。委任状は要りません。郵



枠内をチェック

送でも申請できます。

申請には、本人や配偶者の通帳など、資産が分かる物の写しと印鑑が必要です。また、代理人が申請する場合は代理人の印鑑も必要です。

申請するときに必要な添付書類や認定要件など、詳しくは、更新案内に同封する書類に記載しています。

## 初めて申請する場合

新規の申請も随時受け付けています。その場合、利用する月内に申請してください。

- 通所サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、グループホーム、有料老人ホームなどでの負担は、限度額の対象となりません。
- ◎介護保険課 ☎0942・30・9036、FAX 0942・30・6845

市ホームページ 介護保険課へ

